

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一											
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行日											
〇財務省告示第六百二十二号	省令第三十号	成十五年九月二十二日	發行条件等を次のとおり告示する。	平成十五年十月九日	財務大臣 谷垣 禎一	七回	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五十条	三十一年法律第七十五号以下	成十三年法律第七十五号以下	振替法として、その適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	札発行に付して行われる入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。	億九千万円	一兆六千九百九十二億二千五百	八十八万九千九百九十二億二千五百	千円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年九月二十二日	額面金額百円以上につきそれぞれ九	十四銭九厘以上のそれぞれ九	募価格

十二	十三	十四	十五	十六	十七
募入平均	償還期	償還金額	元金支払	入札参加	払込期日
額面金額百円につき九十九円九	十五銭五厘	日本銀行	額面金額百円につき百円	財務大臣から通知を受けた者	平成十五年九月二十二日
	平成一十六年九月二十一日		償還金を支払う。		
	ただし、償還期が銀行休業日に		当たるときは、その翌営業日に		